

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

自分の檻を破る！

先月の Energize でご報告した通り口腔癌になり 18 日間入院して舌の付け根を 5 cm × 7 cm × 2 cm の大きさで摘出手術を受けました。手術後 2 日間は点滴のみ、その後 5 日間は点滴と鼻から胃に通した管を通じて栄養を流し込み、一週間後からやっと経口食が始まりました。

舌は普段の 5 倍ほどに腫れあがり口が閉まらない状態で、痺れて感覚がないものの動かすと傷口が引き攣り激痛が走ります。また喉と舌の筋肉は繋がっているらしく唾をのみ込んでも舌が引き攣り激痛が走ります。

経口食が始まり 4 日経ちましたが重湯ととろみのついた味噌汁（具無し）とお茶、ヨーグルトを口先から吸るのが精いっぱい点滴で補わないと栄養を摂ることが難しい状態でした。

医師から「五分粥が食べられれば退院だがなかなか難しいね」「でも練習しないと先に進まないからまずは三分粥にしてみよう」と提案があり 5 日目の昼食から三分粥にすることになりました。三分粥をスプーンで口に入れた途端にムせてしまい、ムセると舌にも激痛が走り結局それ以上食べることができませんでした。流石に約 20 年ぶりに珍しく落ち込みました。そして、食べられなかったことを午後の検診で医師に伝えると困った顔で「脳が思い込んでるだけなんだけどな～」と...

● マインド・コントロール

その一言を聞いた瞬間「！そうか」と思いました。そして病室に戻って鏡の前に座りじっくりと自分の顔を視ました（手術後初めて鏡で自分の顔をじっくりと視ました）。そして客観的に視た鏡の中のヤツレてヒゲ面の情けない自分に言い聞かせることにしました...「癌になり舌の裏側をゴッソリと削り取り激痛と動かなくなった舌で物を飲み込むこともできなくなった自分」という自分の思い込みを捨てて「ガム噛んで間違えて舌を強く噛んじやっただけだから半日もすれば痛みも取れて元に戻るさ、舌が痛いだけで他は何も変わらない」と思い込むように変えることにしました。いわばマインド・コントロールです。

そうしたら昼食では一口も食べられなかった三分粥が夕食にはなんなく完食。翌朝からは五分粥に変えてもらい全部完食、おまけにオヤツにアイスクリームとプリンまで食べられるようになりました。医師もあまりの急回復にビックリ。「大丈夫だって思い込むことにしました」と言ったら笑いながら「そうそう流石だね、脳が無理だと決めつけてるだけなんだよね」と。

● AHO Pride

人の脳は「痛い目に遭った失敗体験」や「これは無理だと感じた恐怖体験」を学習して蓄積し自分の安全圏がどこまでかを見定めていきます。いわば人間の脳が危険や失敗を避けて生きていくために生み出した知恵であり、その安全圏は「自分を守る砦」でもあります。

しかし、「自分を守る砦」は、ある時には最初から挑戦を諦めて自分の成長を止めてしまう「自分を閉じ込める檻」にもなるのです。長い歴史の中で人類が新しい未来を切り拓き可能性を無限大に広げてきたキーワードは自分を守ってくれる砦を自分で破って未知に挑戦するアホなのだと思います。

経営においても人生においても成長し続けるためには自分の脳が決めた自分の限界を突破していく価値観が大切です。私たち yoko-so ではこの価値観を「AHO Pride（アホ・プライド）」と呼び yoko-so のコア・フィロソフィとして尊びます。自分を客観的に視て覚悟し自分の檻から飛び出す勇気を持つ。大切です。

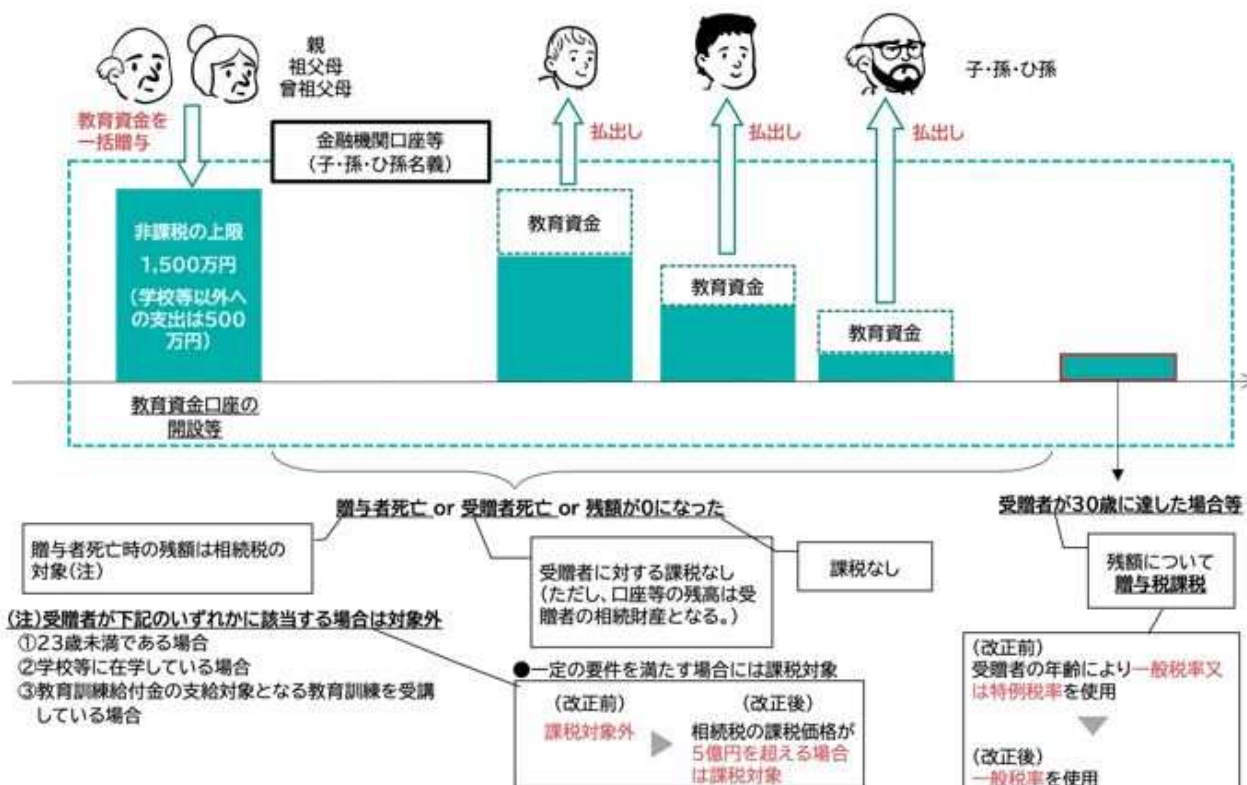
20 年ぶりの落ち込みも数時間で解消し、ちょっと減量しますます元気になって退院します。感謝。

◆ 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長について

● はじめに

教育資金の贈与の特例は、「教育資金一括贈与の贈与税非課税の特例」といい、30歳未満の受贈者（子や孫）が直系尊属（父母・祖父母など）から教育資金の贈与を受ける場合、受贈者（子や孫）1人につき1,500万円まで（学校等以外塾、習い事等に支払われる場合は500万円まで）贈与税を非課税とする特例です。

● 制度の概要



● 実務上の留意点

- 相続時の課税価格が5億円を超える人で、教育資金の一括贈与の契約期間中に相続が発生した場合には、教育資金として消費していない残高について、相続税が課税されます。
- 受贈者が30歳になり、非課税拠出額（1,500万円を限度）から教育資金支出額を控除（管理残高がある場合には、管理残高も控除）した残高があるときは、その残高はその契約終了時に贈与があったこととされます。その結果、教育資金契約の終了時の贈与税課税について、通常の贈与では特例税率を使用して贈与税を計算する人（18歳以上）でも一般税率を使用して贈与税を計算する必要があります。

● 適用期間

令和3年度に税制改正され、適用期限が2年延長（令和5年3月31日まで）された他、贈与者死亡時の残高が原則として相続税課税対象となりましたが、さらに令和5年度の改正によって、期限がさらに延長され、対象期間が令和8年3月31日までとなりました。

● まとめ

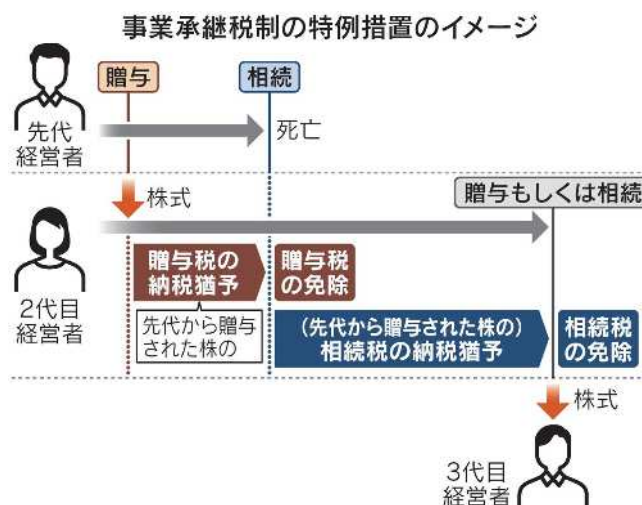
教育資金贈与（教育資金一括贈与）は相続税の節税効果が高い制度ですが、これから契約を考える際には「受贈者の年齢や在学状況」「贈与者の年齢」などを考慮する必要があります。不明点なども出てくると思われますので、その際は弊社担当者までご連絡ください。

★ ジャニーズ問題で注目されている納税猶予(事業承継税制)について

昨今、注目されているジャニーズ問題ですが、相続税の面からも注目されています。これは、先代から承継した株式について、相続税の納税が猶予・免除される「事業承継税制」の「特例措置」を受けていることが明らかになったためです。今回は、2023年10月1日付の日本経済新聞の記事を基に内容を解説します。

● 事業承継税制の仕組み

事業承継は、①人（経営）の承継、②資産の承継、③知的資産の承継の3つの要素から構成されていると言われおり（中小企業庁）、②資産の承継には自社株式が含まれます。事業承継税制は、**自社株式を後継者に贈与または相続により渡すときにかかる贈与税または相続税の納税を猶予する制度**です。また、猶予を受けた後継者が死亡した場合などには、猶予されていた相続税等が**免除**されます。



● 事業承継税制の適用を受けるには

事業承継税制の特例措置の適用を受けるには、今後の経営や事業承継計画をまとめた「特例承継計画」を都道府県に提出する必要がありますが、提出前に経営者が死亡したとしても、後継者が相続開始前に会社役員の登記をしていれば特例を利用でき相続税の納税は猶予されます。今回のジャニーズ問題での事業承継税制については、このパターンとみられているようです。

● 納税猶予には取消事由がある

事業承継税制は、自社株式を後継者に承継する際の贈与税または相続税を支払うことが難しい場合の一つの有効な手段ですが、その反面、納税猶予が取り消されてしまうケースがあります。取り消されると猶予が打ち切れ、利子税込みで相続税を納税することになります。適用を受けてから5年間（事業継続期間）は特に制限が厳しくなっており、この期間中の主な取消事由は次のとおりです。

- ① 後継者が代表権を持たなくなった
- ② 後継者と同族関係者の議決権が総議決権数の50%以下となった
- ③ 後継者以外の同族関係者の議決権が後継者の議決権を超えた（後継者が筆頭株主でなくなった）
- ④ 納税猶予対象株式を一部でも譲渡した
- ⑤ 一定の組織変更（合併による消滅等）をしたり、解散したりした

経済産業省は24年度税制改正で、来年3月末までに承継計画を提出しないと特例措置を受けられない（2023年6月号のレポートにも記載）事業承継税制の申請期限延長を要望しており、年末に決まる24年度税制改正大綱が注目されます。

事業承継やM&Aに関するご相談は担当者を通じて、Team 事業承継・税務支援におまかせください。



○経営計画発表会○

今月は経営計画発表会を行いました！
その中で行われた辞令発表では、晴れてアシスタントから社員となったメンバーやサブリーダーとしてチームをサポートする役割を任されたメンバーの合計3名の辞令発表がありました。3名ともメンバー全員の前で決意表明を行い、更なるパワーアップをここに誓いました！

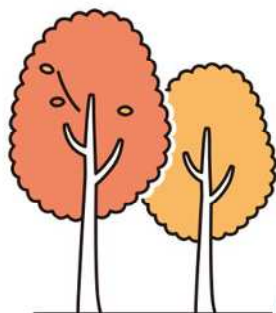


○マグネットスペース設置○

社内では従業員の「気軽に他部署と軽いミーティングができる場所を作りたい」という声からミーティングスペース、その名もマグネットスペースを設置しました。マグネットスペースはワンフロアの執務室に設置され、今までよりも他部署とのコミュニケーションが円滑にできるようになりました。細かい内容でも話し合いをする機会を増やすことでより細かく意思疎通を図れています！

○訪問育成プログラム○

訪問育成プログラムでは1年目2年目の社員を中心に、訪問担当としてお客様を担当できるように人材に育てる研修を行っております。今回は研修の中間テストという形で月次報告のシミュレーションテストを行いました。事前にプログラム参加者はシミュレーションに向けてたくさんの準備と練習を行ってきたので、全員とてもスムーズに発表をしていました！



秋晴れの気持ちのいい季節を迎えましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。TEAMyoko-soでは年に一度の経営計画発表会を行いました。例年は1月に経営計画発表会を行っていましたが、今期から決算月の変更を行い計画発表会も9月開催となりました。

9月も終わり10月もまだ残暑が残るかと思いきや急に寒くなったりと温度調整が難しい季節になってきています。皆様もお体に気を付けてお過ごしください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「業績を大切に経営と、
人を大切に経営は、方向が真逆である。」

(経営学者 坂本光司)

企業経営の「目標」である「業績」は大切です。しかし、その基盤には必ず企業理念に基づいた経営目的と企業としての在り方が大切にされていなければなりません。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 8 6)

★ 今期は医療系の新規開業支援に多くのご相談をいただいております。お客様の夢の実現をご一緒させていただくワクワクドキドキした仕事ですが、創業融資を受けなくてはならないという高いハードルがあります。日々サポートさせていただく中で創業者である泉が掲げたミッション「お客様のビジョン実現」、そしてスローガン「お客様に出逢えて良かったと言っていただけの存在になろう！」の意味が身に染みてきます。不変である理念・ミッションをどう引き継いでいけるかが私自身の正念場です。 (NISHIO)

★ 9月の終わり、これからの事業のために新たな学びを始めました(笑)。50歳を目前に、次の10年、20年を考えた時、今のままではどこかで成長の限界が来るという恐怖心からの一歩です。まだ2週間ほどの学びですが新たな情報のインプットに、体はストレスを感じながら心はワクワクを感じています！人の成長には負荷をかける必要があります。とは言え経験を重ねると、日常の業務の中で負荷を感じなくなり、いつのまにか惰性で仕事をしてしまう…。昨日の自分を超越するための挑戦、TRYしていますか？ (TOCHIKURA)

★ 郁文館高校の文化祭に4年ぶりに参加しました。同校では「起業体験プログラム」として、模擬店を株式会社に見立て、経営計画作成、投資家（保護者）への企画プレゼン、資金調達、運営、利益計算・分配を行うのですが、私たちは会計士として決算監査を行います。文化祭の模擬店でありながら、しっかりとP D C Aを回しています。やり切った学生の笑顔を見ながら、改めて経営計画や実績との対比、分析、計画修正の大切さを感じ、実際の企業に伝えていかなければと決意させられた1日でした。 (YAMAMOTO)

★ 口腔癌になり舌の裏側を医者言葉の借りると「ゴッソリと」切除しました。5cm×7cm×2cmと聞くと舌が全部なくなったんじゃないかと思いますが舌は首から上で最大の筋肉だそうで顎から太く生えているような形をしているらしくその大きさを切除しても舌の裏側であれば見た目はほとんど変わりません。昔は切除したところを縫い合わせたために舌が丸まってしまい食べるのも話すのもかなり困難だったようですが、現在では切除したところに人工皮膚シートを貼り付け再生を待つため術後の回復は容易になったそうです。とは言いながら体験してみると普段は無意識で使っている舌の働きに気づきます。話すのはもちろんですが、口の中に入れた食物を噛んだものとこれから噛むものを入れ替えたり飲み込める大きさになったかを確認め小分けにして喉に送り込んだり骨や異物をより分けて避けたりと… ですから舌が無感覚で動かないと食物を



上手く噛み砕くことも飲み込むこともできず歯には食べ物がくっついたままになります。精巧にできた身体の機能一つ一つに驚くと同時に噛んで味わい食べることの素晴らしさに気づきます。そうすると世の中のすべてに感謝の念が湧いてきます。人は生かされている。大切な命を無駄なく生きる。自分の使命を知る… 病によりますます沢山のことを学んでいます。 (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2023年11月09(木) 12月14(木) 1月12(金)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー ≪※※※年間会員募集中※※※≫

第138回「企業型確定拠出年金“丸わかりセミナー”」

～企業の持続的な価値向上を目指す経営者必見～

講師：株式会社 Financial DC Japan 代表社員 岩崎 陽介

日時：2023年11月16日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります